

郵政改革素案

—「公益性の高い民間企業」が担う「政府の国民に対する責務」—

I. 素案骨子

II. 素案本文

III. 資料（別紙）

1. 検討プロセスフローチャート

2-1. 主要論点

2-2. 改革素案概要図

2-3. 選択肢の概念整理

2-4. 今後の要検討ポイント

2-5. 今後の要検討ポイント（図）

3. 公私と官民の概念整理

4. 経営形態の選択肢

5. 現行経営の諸問題への対応

6. 出資比率による経営関与のあり方

7. 主要企業の政府出資比率

8. 今後の業務イメージ

9. ユニバーサルサービスの内容

郵政改革素案について

平成 22 年 2 月 8 日
郵政改革担当副大臣

昨年 12 月 4 日から正式にスタートした郵政改革の検討作業に関して、本日、素案を公表することとなった。

本素案は、政府主催の公開ヒアリング、日本郵政グループ主催の地方公聴会、大臣ヒアリング等において、利用者、利害関係者、有識者等から多くの意見や要望を聴取した内容等を踏まえて策定した。

意見や要望等を可能な限り反映しつつ、合理的かつ現実的な内容となるように注力した。

郵政事業のあり方、郵政改革の方向性に関しては、立場によって様々な考え方がああるほか、連立与党内にも多様な意見があることから、本素案には試案的な側面もある。今後、さらに必要に応じて利害関係者等からヒアリングを行うとともに、所要の与党プロセス（政策会議での議論や連立与党間の調整）を経て内容を確定する。

なお、本素案の公表、今後の内容確定に向けた検討に当たって、以下の点に留意している。

1. 郵便事業、金融事業のいずれにおいても、利用者である国民の利便性に資することが改革の第一義的な目的である。
2. 金融事業については、今回の改革が「金融システムの安定性」に資することが重要な留意点であるが、この場合の「金融システムの安定性」とは、民間金融機関及び日本郵政グループの金融事業を含む「わが国金融システム全体」を念頭に置いている。
3. 日本郵政グループと民間事業者の間の適正な競争のみならず、業務提携や相互補完によって双方がシナジー効果を発揮することを期待するとともに、そうした創意工夫によって、利用者である国民の利便性に資することが肝要である。
4. 日本郵政グループを含む全ての利害関係者が、国民生活や地域経済の活性化等への貢献を念頭に置きつつ、時代に即した創造的かつ現実的な判断に至ることを期待する。

郵政改革素案骨子

郵政改革の内容については、昨年10月20日の閣議決定、及び本日公表する素案をベースに、今後、所要の与党プロセス（政策会議での議論や連立与党間の調整）を経て内容を確定する。素案の骨子は以下のとおり。

1. 日本郵政グループの公益性、地域性を重視した改革を行う。
2. 経営形態は、親会社（持株・局・郵便）、銀行会社、保険会社の3社体制に再編する。
3. 政府が国民に対して負っているユニバーサルサービス提供義務を親会社に対して課す（特別法に親会社の提供義務を定める）。
4. ユニバーサルサービス業務は、郵便、金融とも、国民生活の利便性を鑑み、基本的な内容を定める。
5. 銀行会社、保険会社は、業法に基づく一般会社とする。業務内容については、原則として業法の規定に基づく。但し、これまでの経緯を踏まえ、利用者利便、金融システムの安定性、競争条件の公平性等の観点から所要の措置を講じる。
6. 政府が国民に対して負っている義務を日本郵政グループに課すことに鑑み、義務履行コストに見合う内容の所要の措置を日本郵政グループに対して講じる。
7. 旧勘定を管理する独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理機構は将来的に廃止する。
8. 株式処分凍結法による凍結措置については、改革法の施行時期に合わせて解除する。
9. 日本郵政グループの経営の自主性を重んじる一方で、高い非正規雇用率、地域経済との関係希薄化等の経営上の問題点を改善することを求める。
10. 民間金融機関と日本郵政グループの自主的な業務提携等によるシナジー効果の発揮を期待し、地域経済や中小企業振興に資する経営が行われることを勧奨する。
11. 政府から親会社への出資比率、親会社から子会社への出資比率、金融サービスの内容と利用限度額等については、今後の与党プロセスの議論を踏まえて決定する。

郵政改革素案

— 「公益性の高い民間企業」が担う「政府の国民に対する責務」 —

郵政改革の検討プロセスは別紙1のように進めており、今後、最終的な政府案をまとめていくための議論のベースとなる素案を下記の内容とする。

これまでの郵政改革を巡る経緯、日本郵政グループが既に独立した株式会社形態の事業体として活動していること等を鑑み、最終的な政府案は、論理的な合理性が担保されつつ、かつできる限り広く国民の支持を得られる内容とすることが肝要である。

具体的には、①現時点で唯一の株主としての政府の意思、②独立した株式会社形態の事業体としての日本郵政グループの意思、③利用者である国民の意思を踏まえ、現実的かつ合理的な内容を追求する。なお、主権者は国民であることから、現時点では日本郵政グループの究極的な株主は国民である。

本素案公表の後、所要のプロセスを経て3月中を目標に最終的な政府案（法律案）を閣議決定するように努め、今通常国会に提出する。

なお、郵政改革を巡る主要な論点、概要、残された検討ポイント等については、別紙2に整理した。

1. 日本の現状認識と郵政事業の位置づけ

戦後の日本を支えた経済モデルと社会モデルの重要なパーツを形成していた郵政事業が有効に機能しなくなっている。

経済モデルの中では、郵政事業が高度経済成長を支えたマネーフローの中でISバランス上の過剰貯蓄を吸収し、社会資本整備や産業政策に還流させる機能を果たしていた。

社会モデルの中では、大都市旧市街地や地方都市、中山間地、過疎地等を中心に、郵便局が地域社会、住民生活の拠点としての機能を果たしてきた。

これらの2つの機能は、経済社会の構造変化と現在に至る民営化の杜撰なプロセスの中で劣化し、そのこと自身が経済社会をさらに疲弊させる一因となっている。

現政権としては、今後の経済社会のビジョンとともに、それを実現するための政策手段が問われる状況にあるが、経済社会再生のためには、既存の公的ネ

ットワーク（自治体、警察、消防＜消防団を含む＞、社会福祉協議会、NPO など）とともに、郵政事業のネットワークも有効活用していくことが有益と考えている。

また、日本郵政グループの収益構造は民営化後に脆弱さを増している。競争条件の公平性等の経済活性化の側面に留意しつつ、これらの複合的な諸要素の整合性に最大限配慮していく。

2. 郵政改革の意義と留意点

具体的内容を検討するに当たり、今回の郵政改革の意義について改めて認識を共有することが必要である。

これまでの経緯、閣議決定された「郵政改革の基本方針」の内容等を踏まえ、次のような点が共有すべき意義と考える。

（1）郵政改革の目的

郵政事業は、第 1 期は日本の近代化に貢献し、第 2 期は戦後復興と高度経済成長に寄与した。今次改革は第 3 期の郵政事業を構築することにあるが、どのような事業内容、経営形態にすれば、日本の経済や社会に貢献し得るかということが重要なポイントである。

その際、競争条件の公平性に配慮し、競合する同業者とシナジー効果を発揮し得る内容とすることが望ましい。

（2）軽視された 2 つの論点（公益性と地域性）

旧政権下における郵政民営化の検討及び国会審議で軽視された論点は、郵政事業の担う公益性と、地域への貢献（地域性）という点である。

後者については、経済的側面と社会的側面がある。経済的には、地域で吸収した資金を地域に還元できないという現状を改善する必要があるほか、社会的には、中山間地や過疎地を中心に金融サービスの利用を中心に不便が生じ、「金融過疎」問題が深刻化している。

今後の事業内容、経営形態の検討においては、そうした点の改善に配慮する。

（3）公私と官民（別紙 3 参照）

今次改革においては、「公私」と「官民」の関連付けについての議論と認識の

共有が必要である。

いかなる組織にも公的側面（公益性）と私的側面（効率性）の双方が求められ、その程度は個々の組織の定義づけによって規定される。民間企業であっても同様である。

日本郵政グループのあり方についても、どの程度の公益性と効率性が求められるのかという定義づけ（別紙3におけるプロット）が必要である。また、その位置づけは、事業内容、経営形態、規制のあり方にも影響を与える関係にある。

第3期の郵政事業の位置づけは、電力事業やガス事業に類する考え方が参考になる。電力事業やガス事業は民間企業によって運営されているが、高い公益性を有し、ユーザーへの供給責務に配慮した退出規制等の制約が課されている。すなわち、「公益性の高い民間企業」としての電力事業やガス事業等を参考にしつつ、第3期の郵政事業の「公私」と「官民」の位置づけ、及びそれに適した事業内容や法制を定める。

もっとも、電力事業やガス事業と比べると、主に以下の2つの点で違いがあることから、そうした相違点にも留意して、第3期の郵政事業の内容を規定する必要がある。

第1点は、電力事業やガス事業は、郵政事業（とくに金融事業）と比べると地域独占の性質が強い。したがって、相対的には郵政事業の方が民業性が強い。

第2点は、電力会社やガス会社には政府出資がない。したがって、この点では電力事業やガス事業の方が民業性が強い。もっとも、電力事業やガス事業に対しては産業政策的な配慮がなされていることから、出資という視点からだけでは民業性を単純比較できない点にも留意が必要である。

（4）コンセンサス

郵政事業が抱えるネットワークインフラと資金は国民の資産であり、広い意味で日本の経済と社会のために有効活用していくべきであることは共通認識であろう。

郵便事業に関しては、万国郵便条約上のユニバーサルサービス義務を果たすことは必須であり、この点に関してコンセンサスは形成されている。

金融事業に関しては、単純な「暗黙の政府保証論」「民業圧迫論」は現実的な批判とは言えない。

例えば、「暗黙の政府保証」と金融機関、保険会社等に対する「too big to fail」

原則は、ユーザーからみるとあまり差のない現象であろう。むしろ、ユーザーからみると本質的には同じとも言える。

もともと、今日の金融行政は、金融機関、保険会社等に対する破綻法制やセーフティネット（預金保険機構、保険契約者保護機構）を整備することで、経営者及び利用者の自己責任（自己規律）を求めるとというのが基本方針である。つまり、「too big to fail」原則は、経営者及び利用者双方の「モラルハザード」につながる考え方であるという認識の下にあることも留意が必要である。

こうした状況下、郵政事業に対する「暗黙の政府保証論」が日本郵政グループの経営者及び利用者の「モラルハザード」につながらないように配慮しなければならない。政府の関与はあくまで「出資」にすぎず、日本郵政グループの経営は通常の破綻法制とセーフティネットの下で行われることが肝要である。

また、「民業圧迫論」についても、次のような視点から熟考することが必要である。すなわち、郵政事業が抱えている資金を完全に解放すると仮定した場合、民間金融機関がその受け皿となり得るか否か、それを受け入れて運用する用意と余力があるかという視点である。

さらに、国民に対する郵便、金融に関するアクセス機会を保証することは政府、及び免許事業者の責務である。仮に、日本郵政グループがその責務を担わない場合、他の民間事業者がその責務を不採算地域等において代替することは容易ではない。

もともと、民間金融機関、とりわけ中小地域金融機関にとって、政府出資、全国ネットワーク、3事業一体で資金規模の大きい日本郵政グループが「経営上の潜在的脅威」であることは理解できる。そのため、郵政改革においては、そうした中小地域金融機関等の立場にも十分に配慮することが必要である。

とくに、日本郵政グループの金融事業のうち、運用業務や利用限度額については中小地域金融機関の関心がとくに高いものと想定される。

このうち、郵貯、簡保の運用資産の大半は国債に固定化されており、その資産構成を短期間に大幅に変更することは現実的ではない。例えば、ゆうちょ銀行の国債以外の運用資産は約 26 兆円であり、都道府県数で除すると約 5500 億円規模となる。その中でも運用業務の多様化が可能な部分ごく一部に限られることから、中小地域金融機関等とのシナジー効果が発揮できるような業務提携等の相互努力を勧奨する。

以上のような観点から、今後の郵政改革に当たっては、現在の郵政事業が担っている経済的、社会的意義を踏まえつつ、現実的かつ効果的な対応を図ることが重要である。

したがって、第 3 期の郵政事業は、そのネットワークと資金を日本の経済と社会のために有効活用し、競合する民間事業者（運送、銀行、保険）とシナジー効果を発揮できる内容とすることが現実的かつ効果的な対応と考える。

総括的に定義づければ、第 3 期の郵政事業は、政府が国民に対して負っている金融や郵便へのアクセス機会を保証するという「政府の国民に対する責務」を、独立した株式会社形態の事業体である「公益性の高い民間企業」としての日本郵政グループが担うために、論理的な合理性が確保された内容でなければならない。

3. 郵政改革のポイント

上記 1. 2. の諸点を踏まえて郵政改革の内容を検討するうえでのポイントを整理すると、次のとおり。

(1) 公益性の観点から求められる義務及び留意点

- ① 郵便局ネットワークを維持すること。
- ② 郵便事業はユニバーサルサービスを維持すること。
- ③ 金融事業はユニバーサルサービスを提供すること。とくに、中山間地等の過疎地域に留意すること。
- ④ 競争条件の公平性に配慮し、ユニバーサルサービスは郵便、金融とも基本的な内容に留めること。

(2) 地域経済・地域社会への貢献

- ① 郵便局が地域の情報拠点、行政拠点等として有効活用されること。
- ② とくに中山間地、過疎地において、郵便局員が地域の生活サポート機能に寄与する工夫を行うこと。
- ③ 郵政事業資金が、地域経済や地域社会にある程度還元されること。

(3) 競争条件の公平性

- ① 日本郵政グループに対する政府の関与（出資、便益供与等）は、政府が課す義務、日本郵政グループが課される義務に見合った内容であること。
- ② ユニバーサルサービス義務化に伴って、設置が公的に担保される日本郵政グループのインフラは、競争条件の公平性に配慮し、同グループと競合他社との交渉により、競合他社も利用可能とされること。

(4) 日本郵政グループの経営の自主性

- ① 日本郵政グループはあくまで独立した株式会社形態の民間事業体であり、政府から業務を受託する関係であること。
- ② したがって、日本郵政グループの経営の自主性は尊重されるべきであり、株式会社形態の維持はそのことを担保するものであること。
- ③ 日本郵政グループのユニバーサルサービス業務の受託は、同グループの自主的な意思に基づくものであり、その意思がなくなる場合には、一定の条件（事前告知、それに伴う法改正等）の下で受託を取り止めることもできること。その場合には、他の組織が政府からユニバーサルサービス業務を受託することができること。
- ④ また政府は、国民に対するユニバーサルサービス業務に関する責務を果たすうえで、同グループと並行して他の組織に業務の一部を委託することができること。

(5) 日本郵政グループの経営上の問題点の改善

- ① 日本郵政グループの社員の雇用状況について、非正規社員の比率が高く、給与水準が低いこと等が、社員のモチベーションや安定的なサービス提供の面で問題となっているとの指摘が聞かれる。こうした状況を放置することは、「政府の国民に対する責務」を果たす業務を担う「公益性の高い民間企業」のあり方として一考の余地があることから、日本郵政グループに対して、状況の把握と改善に早急に取り組み、安定した雇用環境の中で社員が適切に業務を遂行し得る環境をつくることを求める。
- ② 日本郵政グループが全国の拠点で使用する物品等の調達について、民営化後は本社が一括調達する体制となっていることから、全国の拠点が地域の中小企業や零細事業者から物品等を購入することがなくなり、地域経済とのつながりが希薄化している点が問題であるとの指摘が聞かれる。こうした状況を放置することは、「地域性」に留意する今回の郵政改革の方向性と齟齬があることから、日本郵政グループに対して、状況の把握と改善に早急に取り組み、地域経済との有機的な関係を構築することを求める。

4. 経営形態

既に閣議決定されているとおり、株式会社形態を維持する。これは、弾力的かつ機動的なガバナンスを行い得る経営形態を維持することで、郵政事業の効率的で自主的な運営を担保するものである。

以下、株式会社形態であることを前提として、経営形態についての考え方を整理する。

- (1) 現在 5 分社化されている経営形態の変更については、① 1 社体制、② 3 社体制（親会社＜持株・局・郵便＞、銀行会社、保険会社）、③ 4 社体制（親会社＜持株・局・郵便＞、金融持株会社、銀行会社、保険会社）の 3 通りが選択肢として想定可能。各々のメリット、デメリットは別紙 4 参照。
- (2) 「1 社体制」については、元に戻すというイメージが強く、広く国民の支持を得るといった観点から適当ではないという意見も聞かれる。また、ユニバーサルサービス義務を直接的に金融サービスを担う事業体に課すこととなり、競争条件の公平性の観点から、調整が困難な面を内包することが予想される。
- (3) 「4 社体制」については、現在の 4 分社化（実際は 5 分社化）と構成・内容が異なるものの、「4 分社化を見直してもまた 4 社体制」という外形的な誤解を招く蓋然性が高く、この際、回避することが望ましい。また、親会社の意思が銀行会社、保険会社に及びにくく、国民の利便性のために 3 事業の一体的運営を求める閣議決定の内容を担保することが相対的に困難になるほか、ガバナンスの観点からもやや問題がある。
- (4) 以上のような諸点を勘案し、本素案としては「3 社体制」を基軸に検討する。
- (5) 「3 社体制」の下では、親会社（持株・郵便・局）に対してユニバーサルサービス義務を課すことから、親会社は特別法（特殊会社法制）の規制・監督下に置くこととなる。現在の株式保有比率であれば金融持株会社規制（注）を受けることから、親会社が郵便事業を営むことを可能とするように法律上の例外規定を設けるか、常に当該規制に抵触しない保有比率となるように政府以外の第三者に株式を売却・譲渡すること等が想定される。
但し、前者の場合には、銀行会社及び保険会社の財務及び業務の健全性確保のための措置を検討しなければならない。
後者においては、未上場株の売却・譲渡となる場合に、どのような条件、基準によって誰を対象とするのかという点の検討を要する。
(注) 親会社の総資産に占める子会社株式取得価額総額の割合が 50%超の場合に規制がかかる。

(6) 現行体制で指摘されている、①総合担務の廃止、②間仕切り、③本人確認事務負担、④過剰検査・監査、⑤監視カメラ等の諸問題を解消するための措置を講じたうえで（別紙5参照）、銀行会社・保険会社は業法の規制・監督下に置くこととする。なお、上記④の検査・監査のあり方のうち、ユニバーサルサービス業務を受託する特殊会社である親会社が銀行代理店、保険代理店として営む事業については、利用者保護、子会社の財務及び業務の健全性確保（事業リスク遮断等）のために検査・監査を行う必要があるが、小規模郵便局に対する検査・監督については、実情に即した対応となるように措置する。

(7) 政府から親会社（持株・局・郵便）、親会社から銀行会社、保険会社への出資比率（持株比率）については、現時点においては予断を抱いていない。本素案としては、考え方を整理することと定める。

(8) 政府による親会社（持株・局・郵便）の持株比率については、①敵対的買収等への対抗措置を取り得ること、②政府の意思が経営に及ぶことの2つの観点から決定すべきである（別紙6）。

政府の持株比率が高い（100%、2/3超、1/2超）ほど、①、②のいずれの観点からも有効であることは言うまでもない。

もっとも、上記①のみの観点からであれば、必ずしも過半の持株比率を維持することは必須ではなく、黄金株の保有等の手段も選択可能である。

上記②の観点からは、会社法制上「経営上の事項に係る決議を単独で阻止可能」な1/3超を目途とすることも一案。現行法では「政府は常時1/3超の株式保有」を定めている。

1/3超と定める（つまり、現行法と変わらない）場合でも、実際に売却するかどうかは、現時点で100%保有している政府の意思によって決まることとなる。したがって、現行法以上の保有比率を定めないと、国民に対する義務を担う政府の意思が働きにくくなるという懸念は必ずしも当たらない。

1/3超の持株比率は日本たばこ産業、NTT、高速道路会社並みの対応となる（別紙7）。

なお、郵政事業及び日本郵政グループの経営の安定性を見極めるまでの所要の期間においては、政府による100%、または1/2超の保有義務を定める（その後、1/3超の保有義務とする）ことも一案。今後、2/3超の保有義務も含め、予断を抱くことなく十分に検討を行う。

(9) 親会社（持株・局・郵便）による銀行会社、保険会社の持株比率についても、政府による親会社の持株比率と同様の考え方で臨むことができる。その結果、全株処分は認めず（注1）、1/3超の保有義務を課すことが一案。

なお、現行法は全株処分義務を課している。「完全売却もできる」という「できる規定」にすることで、1/3超等の具体的な持株比率を明示することなく、現行法と異なる状況を生み出すことも一案。

銀行会社、保険会社と親会社の連結の関係については、現在の会計規定では、実質支配力基準（注2）が採用されているため、銀行会社、保険会社は、株式の売却が一定程度行われるまでの間は連結対象となる。

（注1）少なくとも、今次改革が視野に入れている時間軸の範囲内においては全株売却を認めない。但し、ポスト第3期の郵政事業を検討する際における内容を拘束するものではない。

（注2）実質支配力基準の概要は以下のとおり。

- ① 議決権の過半数を占めている場合
- ② 議決権の40～50%を占めている場合
 - (i) 他者と共同で過半数を占めている
 - (ii) その他人事・財務・営業・事業の方針等で実質的に支配している場合
- ③ 議決権の40%未満の場合
上記(i)かつ(ii)を満たす場合

(10) 以上のような経営形態の下で、義務化されたユニバーサルサービス以外の事業については、新たに制定される特別法の下で、日本郵政グループが自主的な経営判断に基づいて行う。

また、日本郵政グループは「公益性の高い民間企業」と位置づけられることから、民間企業としての業務の自由度が担保されることが必要である。とくに、直接的な政府出資を伴わない銀行会社、保険会社の事業については、原則として業法の規定に基づいて自由かつ自主的に検討されるべきものである。

もっとも、具体的な事業については、将来の方向性としては業法の定める業務範囲への拡大を目指す。当初は、特殊会社である親会社を通じた政府の間接的株式保有、全国店舗網の利用、3事業一体でのサービス提供、資金量や顧客基盤などの現状を踏まえ、民間金融機関との全体的な競争条件の公平性の確保及び金融システムの安定性維持の観点から所要の措置を講じる。

直接的な政府出資を伴い、政府からユニバーサルサービスの提供を義務付けられる親会社（持株・局・郵便）の事業については、特別法及び関連する業法等において定める。

もっとも、今回の郵政改革の意義と目的を踏まえ、論理的な整合性が担

保される範囲内において、郵便局における金融業務の監督に関する所要の措置を講じるものとする。

将来的に政府以外の株主が登場する場合には、政府以外の株主の意思も尊重して日本郵政グループが事業内容を決定するとともに、その経営が行われる。

- (1 1) 支店、郵便局における三事業の一体的運営の担保のあり方については、日本郵政グループのガバナンス上の工夫にかかる面もあり、日本郵政グループにおける自主的な検討、対応を求める。

なお、法制的な制約と指摘されていた諸点については、総合担務問題等を含め、今回の郵政改革において所要の検討と対応が図られている（上記4-(6)参照）。

- (1 2) 公益性、地域性の両面において、地域ごとの事情や要請が異なることを鑑み、日本郵政グループのガバナンスにおいては、地域ごとの自主性や弾力性を重んじることを期待する。

5. 事業内容

事業内容は、「公益性の高い民間企業」としての日本郵政グループが、新たに制定される特別法の下で、採算性、収益性等に着目しつつ、自主的判断に基づいて決定すべきものである（別紙8）。

新たに制定される特別法の内容については、「競争条件の公平性」という視点に関しては、これまでの経緯から日本郵政グループの優位性という側面と、「公益性の高い民間企業」である日本郵政グループ各社が独立した株式会社形態の事業体として維持継続することが困難となる側面（劣位性）の両面から検討して定める必要がある。

なお、上記3-(1)-④に記したように、「競争条件の公平性に配慮し、ユニバーサルサービスは郵便、金融とも基本的な内容に留める」としたことに基づき、ユニバーサルサービスの内容は別紙9に掲げる業務とする。

(1) 郵便・貨物

- ① 郵便のユニバーサルサービス事業を行いつつ、その他の事業については関連法の規定に基づいて日本郵政グループが自主的に判断する。
- ② 貨物法制の適用緩和等、現状において日本郵政グループが不合理に不利益

を被っている点は是正する。

- a. 郵便認証司制度の見直し。
- b. 販売・集荷に対する特定商取引法（クーリングオフ等）の適用除外。
- c. 集配施設設置に対する都市計画法の規制緩和。
- d. その他（駐停車等）。

（２）銀行

<調達>

- ① 金融のユニバーサルサービス事業を行いつつ、その他の事業については、新たに制定される特別法及び業法の下で、日本郵政グループが自主的に判断する。
- ② 銀行会社は業法に基づく一般会社であるが、預入限度額等については、これまでの経緯を踏まえ、利用者利便、金融システムの安定性、競争条件の公平性等の観点から所要の措置を講じる。

<運用>

- ① 金融のユニバーサルサービス事業を行いつつ、その他の事業については、新たに制定される特別法及び業法の下で、日本郵政グループが自主的に判断する。
- ② 銀行会社は業法に基づく一般会社であることから、運用については自らの経営責任において行うものとする。但し、これまでの経緯を踏まえ、利用者利便、金融システムの安定性、競争条件の公平性等の観点から所要の措置を講じる。
- ③ また、民間金融機関、日本郵政グループの双方に対して、自主的かつ有意義な業務提携を行い、地域経済や中小企業金融の活性化に資することを期待する（以下、参考）。
 - a. 民間金融機関のアレンジする協調融資への参加、ローンパーティシペーション、及び民間金融機関からの貸出債権の購入。
 - b. 預金担保による個人ローンのほか、一定の外形審査基準（年収等）に基づく住宅ローン、教育ローン、介護ローン。
 - c. マイクロファイナンスへの出資。
 - d. 政府保証債、地方債、社債購入。
 - e. 中小企業に保有国債を担保として貸し出すことによる地域金融機関との中小企業向け提携ローン（注）。ゆうちょ銀行は品貸料獲得、地域金融機関は信用保証獲得、中小企業は融資資金獲得という構図となる。

（注）地域金融機関の参加は任意。地域金融機関からの申し出に対する審査は本

部対応（本部審査要員には地域金融機関からの転籍者等を充当しつつ、プロパー審査要員を育成する）。

- f. 中堅・中小企業を主な投資対象とする民間基金（企業再生ファンド、ベンチャーキャピタル等）への出資（出資に当たっての審査要員を本部で育成）。
- g. 融資先育成のためのビジネスマッチング（郵便事業とも連動）。
- h. 地方債購入、地域企業への融資等の運用状況についてはディスクロージャーを行うことで対応促進。
- i. その他

＜提携：拠点の共同活用、その他＞

- ① 銀行会社は親会社との提携によって親会社の拠点が利用可能となる。
- ② 民間金融機関の預金商品の取り扱い（銀行代理業者）。
- ③ 民間金融機関のローン商品の取り扱い（同上）。
- ④ 民間証券会社の有価証券の取り扱い（金融商品仲介業者）。
- ⑤ 子会社・関連会社の保有については、業法の規定に基づいて日本郵政グループが自主的に判断する。但し、これまでの経緯を踏まえ、当面、子会社・関連会社の業務範囲は銀行会社の業務範囲のものとする。

（３）保険

＜調達＞

- ① 金融のユニバーサルサービス事業を行いつつ、その他の事業については、新たに制定される特別法及び業法の下で、日本郵政グループが自主的に判断する。
- ② 保険会社は業法に基づく一般会社であるが、保険加入限度額等については、これまでの経緯を踏まえ、利用者利便、金融システムの安定性、競争条件の公平性等の観点から所要の措置を講じる。
- ③ 上記①、②の結果、第三分野商品（介護、医療）も原則として解禁する。医療、介護が公的保険だけでは今後の国民的ニーズに対応しきれないことを鑑みた判断であり、他の民間保険会社ともシナジー効果を発揮し、この分野の商品が充実することを期待する。但し、これまでの経緯を踏まえ、当面は民間保険会社との競争条件の公平性の観点に最大限留意する。

＜運用＞

- ① 金融のユニバーサルサービス事業を行いつつ、その他の事業については、新たに制定される特別法及び業法の下で、日本郵政グループが自主的に判

断する。

- ② 保険会社は業法に基づく一般会社であるが、運用については経営責任において行うものとする。但し、これまでの経緯を踏まえ、利用者利便、金融システムの安定性、競争条件の公平性等の観点から所要の措置を講じる。

＜提携：拠点共同活用、その他＞

- ① 保険会社は親会社との提携によって親会社の拠点が利用可能となる。
- ② 民間保険会社の保険商品を取り扱い（保険代理店・保険募集人）。
- ③ 民間証券会社の有価証券を取り扱い（金融商品仲介業者）。
- ④ 子会社・関連会社の保有については、業法の規定に基づいて日本郵政グループが自主的に判断する。但し、これまでの経緯を踏まえ、当面、子会社・関連会社の業務範囲は保険会社の業務範囲のものとする。

（４）施設

- ① 「かんぽの宿」の介護施設への転用（介護保険事業者として介護施設も運営）、他の民間介護事業者との提携等も模索する。
- ② 「メルパルク」「かんぽの宿」の取り扱いについては、独立した株式会社形態の事業体である日本郵政グループの自主的な経営判断に委ねる。

（５）行政サービスと地域サービス

- ① 拠点網（郵便局）をワンストップ行政サービス網として活用し、地域社会、住民生活の利便性向上に努める。
- ② 当面全国的に行う行政サービスとして、年金記録の提供（パソコン打ち出し）、旅券関連事務等を実施できるように、所要の制度整備を図る。
- ③ その他の行政サービスや行政への協力（問題通報対応等）については、地域ごとの自主性に委ね、各地の自治体と日本郵政グループの協議により決定する。
- ④ 上記②及び②以外の行政サービスを行う場合には、「地方公共団体の特定の事務の郵便局における取り扱いに関する法律」第 2 条に「別に政令等で定める事務」「その他」として明記する。
（注）現在定められている内容は、戸籍謄本、納税証明書、外国人登録原票、住民票、印鑑登録証明書等。
- ⑤ 生活支援、地域貢献を図るために、対象職員が所要の資格等（介護資格、防災士資格、消防団員等）を取得することを推奨する。

(6) 所要の措置

- ① 上述のように、各般の事項について、「競争条件の公平性」に配慮して所要の措置を講じ、金融システムの安定性を維持することに最大限留意する。
- ② 所要の措置の内容については、3年程度に1度の見直しの機会を法制化する。その際には、利用者利便の向上度合い、株式保有割合も含めた政府の関与の度合い、日本郵政グループが競合他社に与える影響、地域経済や中小企業金融に与える影響等を勘案して、緩和の可否について検討を行う。

6. ユニバーサルサービスコスト

ユニバーサルサービスに伴うコスト（人件費等を含む）については、①義務を課す政府側が直接負担するか、②業務を受託する日本郵政グループに対する所要の措置（租税特別措置等）によって確保する。

①、②の選択に関して、明示的に税金を投入しない形態の方が国民の理解を得られ易いという考え方に立てば、②の妥当性が高い。その場合、コスト見合いの内部留保を確保させる租税特別措置対応（固定資産税、都市計画税、事業所税、印紙税、消費税等の減免）や財務会計上の所要の措置等が想定される。

上記の対応に伴い、社会・地域貢献基金は廃止する（地域社会への貢献活動は自社努力で行う）か、または新たな財務会計上の所要の措置に統合する。

日本郵政グループの営業拠点について、①同グループの自主的意思により設置するもの、②ユニバーサルサービス業務を受託することに伴って設置するものに峻別し、②の運営コストについて所要の措置の対象とする。

その規模については、政府と日本郵政グループの合意に基づく計測方法によって定量的に把握する。

なお、どの拠点が上記②に該当するか否かを判断する基準は、過疎法等の基準に基づいて特定することを検討する。また、今後の過疎化の進展等によっては、現在拠点が無い地域においても、政府の要請により新たな拠点を設置することもあり得る。

7. 旧勘定（独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理機構）の扱い

旧勘定を分離する合理的必然性（注）に乏しいうえ、政府保証付き債務である旧勘定の残高は漸減していくこと等の諸事情を勘案し、独立行政法人は将来的に廃止する方向で検討を行う。

旧勘定の管理方法については、親会社管理（実務は銀行会社、保険会社に委託）等の諸施策の検討を進める。

（注）政府保証が付与されている旧勘定を保有していると「暗黙の政府保証論」を惹起するとの懸念が現在の対応の根拠となっている。親会社が旧勘定を管理（銀行会社、保険会社に委託）する形態となっても、新旧勘定で政府保証の対応が異なる（新勘定には政府保証は付与されていない）ことは明確であり、特段の問題はない。

8. 株式処分凍結の扱い

株式処分凍結法による凍結措置については、今回の改革法案の施行時期に合わせて解除する。

以 上